

別記

須達者 沖電三社を補償す

沖電三社の労務部係員念目某に愛媛県労働局長の勅命を以て裁可を得るに
事なると云々所したるが如き事も他止すも終に無事なるに望み有る事なり
然しと云ふ又労働三社の係員社務局長等が職立に請負労働者ありと他止
き労働三社も同様の事にして仕事も出さず日限も支取せしめたり中わたり
たして生く二社に於ては労働三社の係員社務局長等が職立に請負労働者ありと他止
もなく彼等と云ふて居ふくや如く二社に働かず労働局長の望みと云ふは働か
なければならぬ事は労働三社の係員社務局長等が職立に請負労働者ありと他止
〇〇〇の係員の中核を同様に為すの事あり一人に備へて生かす彼等係員の必要を
もつて選んでやつて解任して納めし居るの事ありませう 寧ろ沖電三社の係員と
表す。さうは労働三社と云ふ事ありと使はれれば居る事ありませう

日本労働総同盟

沖電三社 改定

労秘第一四六〇號

昭和四年八月六日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社会局長 官 殿

各廳府縣長官 殿 (北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡)

4. 8. 17
671

沖電氣株式会社労働争議ニ関スル件

(第十四報) 解決

標記労働争議ハ昨五日急轉直下解決ヲ見タルガ其經過
左ノ通